

私は日本共産党前橋市議団を代表して、議案第114号から第117号まで、第119号及び、第122号～第125号、以上9件に対する反対討論を行います。

昨年は、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻による、物価やエネルギー価格の高騰で、所得減少、失業や廃業など、市民生活は大変厳しい状況が続いています。

市はプレミアム付商品券の発行や、省エネ家電買い替え補助金などの各種支援策を打ち出しましたが、一方で、水道料金の値上げで市民負担を増やすなど、暮らしの支援策が弱く、市民に十分届いたとは言えなかったと思います。

**最初に、議案第114号 令和4年度前橋市一般会計決算認定についてです。
以下、14項目にわたり指摘させていただきます。**

第1は、行政のDX推進と、デジタル田園都市国家構想を本市の最優先課題と位置づけ、国のマイナンバーカード交付促進に追随し、あらゆる施策の柱にしていることを認めることはできません。

デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、めぶくIDやデータ連携基盤の構築、民間事業者が各種先端的サービスを行う「暮らしテック推進事業」を総事業費7億4153万円を実施し、めぶくIDを活用し、先端的サービスとデータの連携で、個別最適化したサービスを提供するとしています。しかし、めぶくIDの取得はまだ1000件程度にとどまっています。

また、マイナカード交付促進を図るため、マイナカードを取得した人に健康保険証や公金口座との紐づけなどで最大2万円分のポイントを与えるマイナポイント事業のほか、本市独自に29歳以下の市民対象にキャッシュレス決済で利用できるポイント5000円付与や1000円分のクオカードなど、さまざまな策を講じてきました。

現在8月末の市民のマイナンバーカードの申請は84%ですが、期限切れや死亡により廃止したものを除くと、保有枚数は75.2%です。

しかし、マイナカードをめぐるトラブルが続き、同カードを申請したのに、受け取りにこない未交付が7月末、首都圏で少なくとも72万枚あり、本市でも9602枚あります。

マイナポイント第2弾を9月末まで延長しましたが、まだ全国で約2千万人(8/25)が手続きをしていません。市民の間に不信感が広がり、ガード取得者の間でも政府の対応を評価しないとの声が上がっています。本来カード取得は任意であり、必要ないと考えている市民にまで、取得を強いる施策は問題です。

第2は、新型コロナウイルス感染症から市民の健康、命を守るための支援策が弱いことです。

昨年も新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、医療機関や高齢者施設などでクラスターが次々と発生し、入院や、救急搬送の受け入れも切迫し、入院できず、施設で多くの高齢者が亡くなりました。それにも関わらず、国・県に従い、昨年9月から陽性者の全数把握をやめ発生届の対象を65歳以上、病気治療中、妊婦等に限定するなど対策を後退させたことを認めることはできません。

県の健康フォローアップセンターからの支援も遅れ、基礎疾患がある人や独り暮らし、高齢世帯など、経過観察や見守りが必要な人なども多くが自宅療養となりました。

さらに、国は、今年5月から季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げましたが、移行後も感染拡大が続き、現在はインフルエンザの拡大と合わせ、すでに第9波に入ったともいわれています。

5類移行後、きめ細かい感染状況が公表されなくなり、国は、10月以降は全額公費負担としてきた治療薬を、所得に応じ最大9000円の自己負担を求め、医療機関に対する病床確保のための補助や診療報酬も縮小します。自己負担により、感染しても受診を控える人が増え、これを放置すれば感染がさらに拡大する可能性があります。

今はワクチン接種で、重症化しにくいと言われていますが、体力が低下する高齢者や基礎疾患のある人は重症化リスクが高い感染症です。

市は市民の間に広がるコロナは終わったとの誤ったメッセージを払拭するとともに、正確な情報を迅速に市民に伝え、無料PCR検査の実施、早期治療と抗ウイルス薬の処方無料化継続、医療、介護、保育施設などへの財政支援など、国や県と連携し、すべての市民の命と健康を守る立場にしっかり立つよう強く求めます。

第3は、市民の命と暮らしを犠牲にした大型開発の推進を認めることはできません。

15年間の指定管理費を含む総事業費130億円という多額の財政をつぎ込む道の駅「まえばし赤城」が3月開業しました。当初、交通渋滞もありましたがほぼ解消し、市民や県内外から多くの来訪者が訪れています。しかし、規模が大きいだけに、今後安定的な事業運営ができるのか心配されます。前橋市全体の農業や観光振興につながり、地元関連業種に経済波及効果と新たな雇用を生み出す取り組みとなるよう運営事業者としっかり連携することを求めています。

千代田町中心拠点地区再開発事業は、商業施設、図書館、オフィスビル、教育施設、住宅などの基本構想が明らかになり、教育施設の公募が行われ事業化が進んでいますが、いまだに総事業費が明らかにされていません。

オフィスビルなどのフロアが埋まり事業費を捻出できるのかどうか、隣接するテルサが空きビルになり、先ゆきが不透明な中で、このような事業の仕組みや進め方により、今後市民負担を招くことになり問題です。

第4は、正規職員を減らし、民間委託化を進めていることです。

自治体の業務は、専門性と経験ある職員でこそ、安心・安定した住民サービスを提供できるものと考えます。ところが、本市は正規職員を減らし、不安定な雇用環境と安い賃金で働く会計年度任用職員に置き換え、全職員の 24.1% を占めていることを認めることはできません。

市行政の重要な職務を担っている会計年度任用職員の給与水準の引き上げや勤勉手当の支給など処遇改善を強く求めます。

テルサや 3 温泉施設は、民間譲渡を念頭に民間活力導入方針をすすめてきたために、不安定な施設運営により、市民の利用に不利益を強いることになったことを認めることはできません。前橋テルサは昨年、賃貸契約締結に向け、優先交渉権者に選定した事業者が、事業の実現が困難との理由から辞退し、3月13日から閉館となってしまいました。

3 温泉施設についても、指定管理期間を短くし、民間譲渡を模索してきましたが思うように進まず、指定管理の公募もコロナ禍による利用者の減少や燃料費の高騰などにより応募が無く、指定管理料を増額し再募集を余儀なくされています。

多くの市民が現に利用している公的施設の民間委託や売買は中止すべきです。

第5は、教育、子育て施策が不十分なことです。

学校給食の食材費は国の交付金を活用し、1食あたり 30 円を公費で補充しましたが、県内 19 自治体まで広がる学校給食費の完全無料化には背を向けています。コロナや物価高騰の影響が子育て世帯を直撃しており、所得に関係なく公平に支援される学校給食費の完全無料化は、子育て支援策の柱にすべきです。

前回市長選の公約であった、18 歳までのこども医療費無料化は、コロナ禍の財政難を理由に一旦実施を先延ばしし、市民要求に背を向けました。わが党は早期実施を求め、昨年ようやく入院に加え通院費も無料化されました。

前橋駅北口の再開発ビルに開設する一時預かり施設への機能移転に伴い、公設で唯一の第 3 保育所の一時預かり事業を廃止することは認められません。保育需要の高い東地区への一時預かり保育施設の開設を求めます。

遊び場推進事業は、市内 41 小学校で実施していますが、2021 年度に予算を総事業費の 4 分の 1 に大幅削減したことで、各小学校の開設要望日数に応えられない現状は問題です。

放課後の子どもたちの遊び場の充実を図るため、指導員の確保と処遇改善を強く求めます。

昨年は図書館の図書購入費が減額され、多くの雑誌などが図書館から姿を消し、蔵書の新鮮度も全国平均から落ち込んでいます。図書購入費は図書館事業の根幹であり、市民ニーズや知的要求を満たす、新刊本の購入や図書資料の更新など予算の抜本的増額を求めます。

第 6 は、市民の健康増進施策と高齢者福祉施策が弱いことです。

がん検診の有料化と胃、乳、子宮頸がんを隔年実施としました。その結果、がん検診の受診者は約 12 万 3000 人と前年より約 46000 人も減りました。市は受益者負担により、2 億 6 千万円余り削減効果があったと述べていますが、早期発見・早期治療と受診率向上に努めてきた、がん検診事業の受診を抑制し、大きく後退させたことは認められません。

高齢者非課税世帯へのエアコンの設置助成事業は、昨年度エアコンが壊れた世帯を助成対象から外し、事業終了を決定したことは問題です。高齢者の熱中症対策として事業の再開を強く求めます。

補聴器購入助成制度を創設しましたが、非課税世帯が対象で、補助額 25000 円、予算は 100 万円に対し 29 件の申請にとどまりました。助成対象や補助額を増額し、加齢性難聴者への支援策を強化すべきです。

第 7 は、中小企業支援策が弱いことです。

全国で強い反対の声があがっているインボイス制度の 10 月導入が目前にせまりました。市内、多くの中小零細業者が影響を受け、廃業することになれば、市内各産業も支え手を失い、人出不足が深刻な物流や住宅建設などが滞る事態を招きかねません。公契約における給水・排水設備 指定工事店に登録している免税事業者に対し課税事業者と同じように発注し地域経済をしっかりと守る立場に立つよう求めます。

空き家対策事業の中で、現在居住中の家を対象とした外装改修事業を 5 年間実施してきましたが、新年度、対象を内装や水回りなどにも拡大して、住宅リフォーム補助事業を開始しました。しかし、あくまで、空き家対策事業の枠内に限定していることは認められません。市民が住環境向上のための改修にも広げ、地域経済の活性化と市内事業者への仕事確保を応援すべきです。

第 8 は、行き過ぎた税収納行政の改善がされていないことです。

税の滞納で苦しむ市民に寄り添い、納税猶予、換価の猶予、滞納処分の執行停止などの納税緩和制度をさらに適用するとともに、納税緩和制度を使って生活困窮から脱出する支援をした職員に対してはしっかり評価するなどの取組みを進めるべきです。

また、担税力のない生活保護者からの滞納税の徴収はやめ、ただちに執行停止をすべきです。

第 9 は、環境及び景観保全行政が弱いことです。

昨年度、新エネ、省エネ機器、家庭用蓄電池購入補助や、太陽光発電施設整備、蓄電池設備の助成などを行い、六供清掃工場の自己託送など、余剰電力の活用にも取り組んでいます。さらに、自治体の再生エネルギー発電の余剰電力を活用する 地域新電力会社を設立するなど、電力の地産地消に取り組むべきです。

また、無秩序な太陽光発電施設の設置や、木質バイオマス発電施設の設置に対して、安全確保のためのルール化を進めてこそ、再生可能エネルギーの推進に寄与することになります。

苗ヶ島の大規模木質火力発電所は、環境保全のための騒音や、空間放射線量や、排水の測定値など一切公表せず、隣接する赤城ビュータウンの皆さんに対する不誠実な対応を改めようとしなないことは問題です。事業者に行行政指導を強力に行うべきです。

第 10 は、農業者への支援と農地保全策が弱いことです。

輸入自由化政策を続けてきた政府の施策により、日本の食料自給率は、カロリーベースで 38% にまで低下し、就農者の高齢化や、肥料・飼料の高騰、農産物の価格低迷が農業経営を悪化させています。農地転用や耕作放棄地が増え続ければ、農業生産のための農用地の確保がさらに難しくなります。

本市は県内でも有数の農業都市として、大規模農家や小規模農家の経営をしっかりと支援するとともに、優良農地を安易に産業団地にする政策は抜本的に見直すべきです。

第 11 は、市営住宅の修繕が遅れ、空き戸数解消が進まないことです。

古くなった多くの住戸を改修せず、維持管理のみという状態を続けていることは問題です。維持管理費と大規模改修予算を増やさなければ、管理戸数の 34%、1824 戸におよぶ、空き住戸の改修は進みません。そのためにも長寿命化計画を抜本的に見直すことが必要です。

なお、入居が困難な住戸を多く要する住棟は、住み替えを促進し、集約化することも必要ではないでしょうか。

また、国に大規模改修などの予算を拡充するよう声を上げ、スピード感ある市営住宅のリフレッシュ施策を進めるべきです。

第 12 は、老朽化が進む市内各スポーツ施設や、面積が拡大する公園、街路樹などの維持管理予算が少なく、必要な改修や管理が行き届かず、市民の安心安全な利用がおびやかされていることです。

公園管理の民間委託やパーク PFI を広げようとしています。が、菖蒲公園全体の指定管理には民間の手が上がりず、公園の一部をパーク PFI として再公募で決定するなど、計画どおりに進まない現状です。

増大する公園管理費の削減のため、公の責任を回避しようとすることは問題であり、市民の安全確保の上からも十分な維持管理予算を確保すべきです。

第 13 は、公共交通についてです。

バスの自動運転の実装や公共交通を乗り継ぐ前橋版マース事業を推進する一方、市民の強い要望であるマイタクの郊外利用者、遠距離利用者に対する料金支援の拡大や、デマンドバスの朝・昼の利用混雑時に予約できないことへの改善がされませんでした。

今議会で示した長距利用者や介護タクシーへの適用などの対策は、早期に実施すべきです。また、バス停まで歩いていくことが困難な高齢者対策としてのドアツードアもただちに改善することを求めます。

第 14 は、平和行政についてです。

現在「仮称前橋空襲と復興資料館」検討委員会で、資料館の来年設置に向け検討が行われています。わが党は、平和都市宣言の視点に立ち平和事業の発信拠点として位置づけ、実物の資料をみて、戦争の被害だけでなく加害についても知るとともに、課題やどうすれば平和な未来を実現できるのかなど学ぶことができる施設にすべきと考えます。

小学生の社会科見学としての活用や、専門員、学芸員などを配置し、企画展や、学校や公民館での巡回展を行うなど市民に向けた平和学習を充実するための予算確保を求めます。

なお、昨年、前副市長が贈収賄と官製談合防止法違反で逮捕されたことは前橋市政への市民の信頼を多く失墜させました。行政のトップである市長の総括をしっかりと行うとともに、今後職員の不祥事を発生させないためにもコンプライアンスの徹底とともに、全体の奉仕者としての自覚ある職務遂行により、市民に信頼される市政運営が行われるよう強く求めておきます。

次に、議案第 115 号 令和 4 年度前橋市国民健康保険特別会計決算認定についてです。

所得 200 万円以下の国保加入者は 7 割を占め、法定軽減の対象世帯も過半数にのぼるなど、非正規や年金生活者などの低所得世帯が多くを占めています。

国保会計の令和 4 年度決算の基金残高は約 18 億 8400 万円となりました。この国保基金を使い、高すぎる国保税の引き下げや減免制度の充実を図るべきです。

市は国保税の滞納世帯に対し、2639 件の差し押さえを行い、短期保険証 134 件、資格証明書 89 件(R5.5)を発行するなど、さらなる追い打ちをかけ苦しめています。短期保険証、資格証明書の発行はやめるべきです。

名古屋市は、ペナルティが課されない、決算補填以外の繰り入れを一般会計からおこない、高齢者、障害者、ひとり親世帯などの均等割り減免に取り組んでいます。

また、国の制度により昨年度から就学前の子どもの均等割りの半額減免が実施されましたが、子育て世帯の負担を軽減するために 18 歳までの均等割りの全額減免を国に強く働きかけるとともに、本市独自でも実施すべきです。

マイナ保険証の紐づけによる誤登録や医療診断履歴の漏洩などの、命にかかわるトラブルが止まりません。マイナ保険証の一本化方針は撤回し、紙の保険証の発行継続を国に対し強く求めるべきです。

次に、議案第 116 号 令和 4 年度前橋市後期高齢者医療特別会計決算認定についてです。

昨年 10 月から 75 歳以上の単身者は年間 200 万円、2 人世帯は 320 万円以上を対象に医療費窓口負担が 2 割負担になりました。

高齢になり医療にかかる機会は増え、年金削減や物価高騰が続く中で、これにさらに追い打ちをかける命に係わる負担増であり、認められません。

次に、議案第 117 号 令和 4 年度前橋市競輪特別会計決算認定についてです。

本来、公営ギャンブルは、戦後復興の時期に、地方自治体の財政収入不足を補うために特別に認められた事業で、公設、公営、公益のためという原則で、違法性が阻却された公営賭博であるにも関わらず、本市は事業運営を民間事業者に委託しインターネット投票などで射幸心をあおることにより、さらに売り上げアップを図ろうとしていることを認めることはできません。

ヒルクライムなどの自転車競技を応援し自転車の町としてシティプロモーションを図るうえでも、公営ギャンブルから脱却し、競輪事業収入に市財政を依存することはやめるべきです。

次に、議案第 119 号 令和 4 年度前橋市介護保険 特別会計決算認定についてです。

本市の 65 歳以上の人口は約 3 割を占め、高齢化率が年々上昇しています。

介護保険制度ができて 23 年になりますが、介護の社会化と言われながら、制度の後退が続き、介護保険料や利用料の負担が重いため、サービスの利用控えにより、安心して必要な介護も受けられない高齢者が増えています。それに伴い加重な介護負担に起因する高齢者虐待や介護離職など介護をめぐる問題が深刻化しています。

高齢者の 6 割が住民税非課税世帯であり、保険料負担が生活を苦しめ、昨年の保険料の滞納は 1398 人に上っています。

令和 4 年度の基金残高は約 19 億 9040 万円となります。この基金を活用して、少なくとも、第 1、第 2 段階の非課税世帯の介護保険料を軽減、もしくはゼロにする独自軽減策を実施するとともに、必要な人が介護を受けられるように、利用料の軽減を実施すべきです。

また、市が把握している認知症高齢者は約 1 万人とされ、高齢化の進展に伴いさらに増加傾向にあります。本人の意思や特性を尊重し日常生活を送るための医療・介護、地域や家族など様々な角度からの総合的支援が求められています。

施設入所のための総合相談窓口の設置や、地域に身近な認知症カフェを増やす取り組みなど、認知症当事者や家族によりそう取り組みの強化を求めます。

また、特別養護老人ホームの入所待機者は 301(R4.5)人いるにも関わらず、必要な施設整備が進められていないことは問題であり、本議案を認めることはできません。

次に、議案第 122 号 令和 4 年度前橋市用地先行取得事業 特別会計決算認定および議案第 123 号 令和 4 年度前橋市産業立地推進事業 特別会計決算認定についてです。

この間、一貫して資本力のある県外企業などに企業立地促進条例で優遇措置を講じ、大企業誘致を目指して工業団地の用地取得や造成を行ってきたことを認めることはできません。

昨年度は、優良農地をつぶして、西善、中内工業団地の分譲や駒寄スマートインター産業団地の用地買収を進め、さらに新たな産業用地確保に向けた調査を進めています。

呼び込み型でなく、市内で頑張っている多くの中小業者や下請け零細事業者などへの支援を優先した産業政策に転換することが必要です。

最後に、議案第 124 号 令和 4 年度前橋市水道事業会計 剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第 125 号令和 4 年度前橋市下水道事業会計 剰余金の処分及び決算認定についてです。

本市水道事業は、1999 年から維持してきた水道料金を 2 か年にわたり 23%値上げしたことを認めることはできません。

わが会派はコロナや物価高騰などで市民生活が最も苦しいときに値上げは避けるべきと、県央第二水道の受水単価のさらなる引下げを県に求めるとともに、地下水の利用率の引上げ、地下水保全条例を制定し、民間事業者が大量にくみ上げている地下水に一定の賦課金を徴収すること、重要給水施設の耐震化工事は国の補助金交付を求めるとともに一般会計で整備するなど打開策を求めてきましたが、これに応えず、安易に受益者負担を求めたことは問題です。

生活苦にあえぐ低所得世帯に対する本市独自の減免制度も創設すべきです。

水質浄化センターの 25 年にもわたる工事手法を決めるため PPP PFI 手法導入可能性調査を実施し、第 1 期更新事業では従来手法より優位であるとして、公共が資金調達を行い民間事業者に施設整備と、運営委託は範囲を限定しゆだねる DBM(デザインビルドメンテナンス)方式を決定しました。

従来方式と比べ総事業費をどれだけ削減できるかを示す VFM は、0.46%の削減効果しかなく、今後の事業者公募により、さらに VFM が向上する保証はありません。また、市内業者の参入がどれほど図られるのかも未知数です。

維持管理運営を長期間民間事業者にゆだねることは職員の技術の伝承や、チェック機能も低下し、市民負担の増加を招くことにもなりかねません。よって認めることはできません。

以上 9 件について反対理由を申し述べ討論といたします。